

筑前町長選挙 選挙長告示第1号

選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条の規定により、令和9年1月24日執行の筑前町議会議員一般選挙において、候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき、若しくは同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときに、選挙立会人を選任するくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

令和8年9月2日

筑前町選挙管理委員会委員長 前 田 義 徳

1 場 所

筑前町篠隈373番地 筑前町役場 本庁舎2階 庁議室

2 日 時

令和9年1月21日 午後5時10分から